

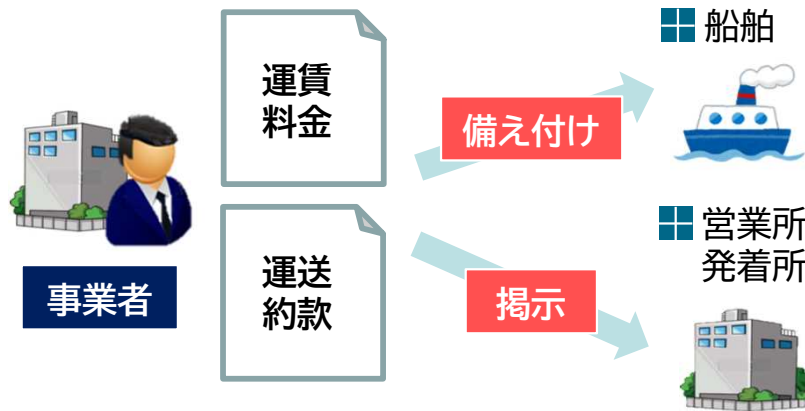
# デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランへの対応

---

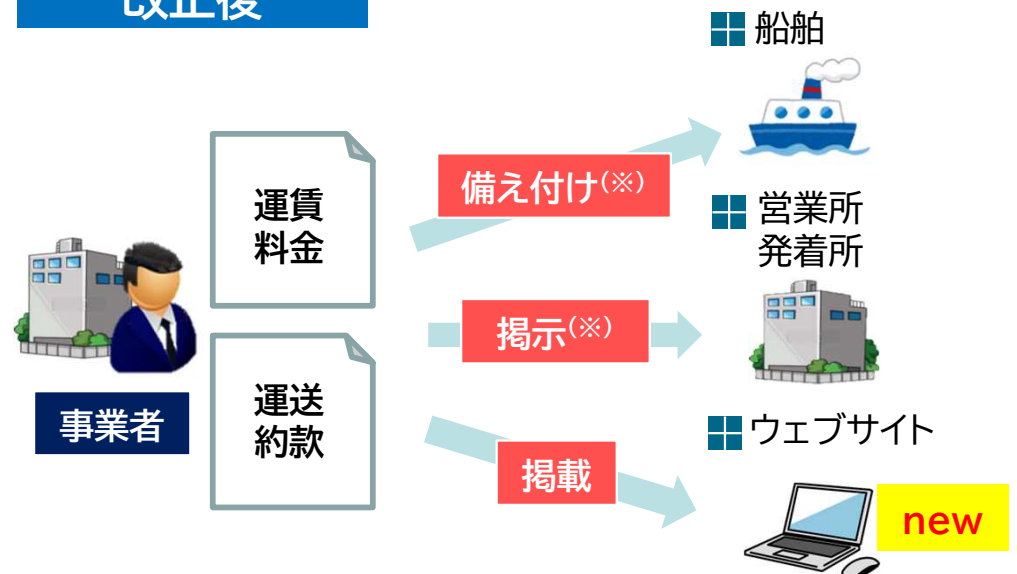
## 改正の背景

- 今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月デジタル臨時行政調査会決定)を踏まえ、書面掲示規制といったアナログ規制の見直しを図ることとなりました。
- 海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号)第7条及び第21条の4においては、運賃及び料金並びに運送約款(運賃等)を記載した書面を当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所へ「**掲示**」、船舶に「**備え付け**」て閲覧できるようにすると規定しているところ、今回の規制の見直しを踏まえて、新たに運賃等の「**ウェブサイトへの掲載**」を義務付けることとする改正を行います。

## 現行



## 改正後



(※)デジタルデバインド等への配慮の観点から、書面等による掲示等も維持

## 除外規定

次のいずれかに該当する場合には、運賃等のウェブサイトへの掲載を要しないこととしております。

- ・事業※に常時使用する従業員が20人以下の場合
- ・事業者※が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合

※対象事業：一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業

## 現行(～令和6年3月30日)

(運賃及び料金等の公示)

第七条 法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(運賃及び料金等の公示)

第二十一条の四 法第十九条の六の二の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。

一 運賃及び料金

二 第六条に規定する事項を記載した運送約款

(新設)

## 改正後(令和6年3月31日～)

(運賃及び料金等の公示の方法)

第七条 法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 一般旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2 一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項において同じ。)を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

(運賃及び料金等の公示の方法)

第二十一条の四 法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2 内航貨物定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。